

京都市告示第 285 号

平成16年9月7日付けで地方自治法第260条の2第1項に定める団体として認可した沢尻町内会について、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成20年10月8日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

平成16年9月7日 ～平成17年1月15日	佐伯 隆
平成17年1月16日 ～平成18年1月14日	小東 武夫
平成18年1月15日 ～平成19年1月20日	梶谷 薫
平成19年1月21日 ～平成20年4月5日	佐伯 芳成
平成20年4月6日～	梶谷 正明

2 代表者の住所

平成16年9月7日 ～平成17年1月15日	京都府北桑田郡京北町大字上弓削小字下中筋10番地
平成17年1月16日 ～平成17年3月31日	京都府北桑田郡京北町大字上弓削小字西中筋3番地
平成17年4月1日 ～平成18年1月14日	京都市右京区京北上弓削町西中筋3番地
平成18年1月15日 ～平成19年1月20日	京都市右京区京北上弓削町山本ノ下1番地
平成19年1月21日 ～平成20年4月5日	京都市右京区京北上弓削町下中筋14番地
平成20年4月6日～	京都市右京区京北上弓削町東中筋12番地

3 名称

変更前	変更後
沢尻区	沢尻町内会

4 事務所の所在地

変更前	変更後
京都府北桑田郡京北町大字上弓削小字中筋5番地	京都市右京区京北上弓削町中筋5番地

5 目的

変更前	変更後
<p>本区は、以下に定めるような地域的な共同活動を行うことにより、区民の生活の向上と環境の整備に努め、区民相互の親睦と連帯を深めることを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 区財産の造成及び管理</li> <li>2. 区の防災及び環境整備</li> <li>3. 自治会、関係行政機関への要望活動</li> <li>4. その他区民の生活向上のための諸事業</li> </ol>	<p>会は、会員の生活の向上と環境の整備に努め、会員相互の親睦と連帯を深めることを目的とし、次の地域的な共同活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 所有する財産の造成及び管理に関すること</li> <li>(2) 防災及び環境整備に関すること</li> <li>(3) 自治会、関係行政機関への要望活動に関すること</li> <li>(4) その他会員の生活向上のための諸事業に関すること</li> </ol>

6 区域

変更前	変更後
京都府北桑田郡京北町大字上弓削小字西卯ノ元、東卯ノ元、岡の元、小倉谷、岩ヶ鼻、迫尻、山本ノ下、東中筋、中筋、長塚、下中筋、西中筋、上二反目、上ノ谷、西山ノ下、百合ノ本、スノコバシ、口朝日、奥朝日、二反目、スノコ、朝日、小倉谷口、岡ノ里、沢ノ尻、高山ノ下	京都府京都市右京区京北上弓削町西卯ノ元、東卯ノ元、岡の元、小倉谷、岩ヶ鼻、迫尻、山本ノ下、東中筋、中筋、長塚、下中筋、西中筋、上二反目、上ノ谷、西山ノ下、百合ノ本、スノコバシ、口朝日、奥朝日、二反目、スノコ、朝日、小倉谷口、岡ノ里、沢ノ尻、高山ノ下

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)